

「山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会」設立趣意書

我が国の海岸は、津波や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、海岸の背後に集中している人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るために海岸整備が進められてきた。

その後、平成11年に海岸法が改正され、防護・環境・利用の調和のとれた海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的な方向性や理念を「海岸保全基本方針」として定め、これに基づき都道府県知事が計画的で地域の実情に応じた海岸の保全を進めていくため、「海岸保全基本計画」を策定する新たな計画制度が導入された。これを受け、山形県では平成15年12月に「山形沿岸海岸保全基本計画」を策定した。

今般、平成26年に海岸法及び海岸法施行令の改正で定められた「防災・減災対策の推進」、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」等の改正内容を踏まえ、国が定める「海岸保全基本方針」が変更され、平成27年2月5日に告示されたことを受け、地域の意向を反映させた「山形沿岸海岸保全基本計画」の変更が必要となり、海岸に関する学識経験者や地域住民代表者等の意見を聞くために「山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会」を設立するものです。